

【新型コロナ関連】テナントで事業を営む人を支援します

1

新型コロナウイルス感染症の影響で売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、事業所の家賃・地代を支援します。

※国の給付金を受給した人は、市・県の支援金を併せてもらうことができます

【小郡市独自】家賃支援第2弾！ 小郡市家賃軽減支援金の申請を受け付けています

申問 商工・企業立地課商工観光係 ☎72-2111

対象者 次の要件を全て満たす事業者

- ①右記国の「家賃支援給付金」の給付決定者
- ②確定申告の納税地が小郡市内
(法人)本店または主たる事業所の所在地が小郡市内
(個人)住所または事業所などが小郡市内
- ③小郡市内に所在する建物・土地の賃料

支給額(1回限り)

国の「家賃支援給付金」のうち、小郡市内に所在する賃貸物件の賃料に対する受給額の10分の1

申請に必要な書類

- ア. 申請書(市ホームページでダウンロードまたは市役所本館1階・小郡市商工会・おごおり情報プラザで配布)
- イ. 国の「家賃支援給付金」給付通知書の写し
- ウ. (法人)直近の確定申告書別表一の控えの写し
(個人)本人確認書類等の写し
- エ. 通帳の写し
- オ. (国に複数の建物・土地賃料を申請した場合)国の「家賃支援給付金」の電子申請で、賃貸借契約情報を入力した全ての契約についての画面の写し

※画面の写しが提出できないときは「小郡市家賃軽減支援金」賃貸借契約情報申告書を提出

申請方法(郵送受付のみ)

〒838-0198
小郡市小郡255-1
小郡市役所 家賃軽減支援金担当

申請期限 令和3年2月28日(日)消印有効

※受付から2週間程度で指定口座に振込み

市、国、県の事業の詳細は市ホームページへ(ホーム▶イベント・観光・産業▶商工業▶小郡市家賃軽減支援金)



【国支援】家賃支援給付金

問 家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930

受付時間：午前8時30分～午後7時

(土祝日を除く)

対象者 次の要件を全て満たす事業者

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象
- ②5月～12月の売上高について、1か月で前年同月比50%以上減、または連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている

支給額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円
申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

※支給額、申請に必要な書類は、それぞれ条件が異なりますので、家賃支援給付金ポータルサイトでご確認ください

申請方法 電子申請 ☎<https://yachin-shien.go.jp/>

申請期限 令和3年1月15日(金)

家賃支援給付金の申請サポート会場(完全予約制)

電子申請を行うことが困難な人のサポートを行っています。ホームページまたは電話で予約後、必要書類を持参してください。

小郡市近郊のサポート会場

- ・地場産くろめ(福岡県久留米市)
- ・ホテルビアントス(佐賀県鳥栖市)

電話予約窓口 ☎0120-150-413

受付時間 午前9時～午後6時(土日祝日を含む)

【県支援】福岡県家賃軽減支援金

問 「福岡県家賃軽減支援金」に関するコールセンター

☎0570-010833

受付時間：午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

国の「家賃支援給付金」の給付決定者に、福岡県独自の家賃軽減支援金を上乗せして給付されます。詳しくは、ホームページをご確認ください。

社会教育委員を紹介します

問 生涯学習課社会教育係 ☎72-2111

社会教育委員は委嘱を受け、社会教育に関して教育委員会に助言を行う機関です。計画の立案や必要な研究調査などで、市民の皆さんのご意見を伺うことがありますので、ご紹介します。

任期 2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)

氏名	団体・職名など
高田末子 委員長	学識経験者
赤岩康治 副委員長	公募委員
木下綾子	おごおり女性協議会代表
楠 良司	三国中校区なかよし地域ネット事務局長
山口陽助	小郡市民生委員児童委員協議会代表
船津聡哉	小郡中学校長
野口晃裕	小郡市自治公民館連絡協議会代表
米田管子	小郡市スポーツ協会副会長
若菜徳子	小郡市文化協会代表
是永和一	青少年育成市民会議事務局長
肥山明夫	学識経験者
山本明子	学識経験者
大久保芳子	公募委員
樺島幸一	公募委員
森田由美子	公募委員

社会教育委員の役割

- ①社会教育に関する諸計画を立案すること
- ②諮問に応じて意見を述べること
- ③これらのために必要な研究調査を行うこと

道路上に張り出している樹木の伐採をお願いします

問 建設管理課管理係 ☎72-2111

樹木などが道路に張り出していると事故につながる恐れがあります。事故を未然に防ぐためにも、樹木などの伐採にご協力をお願いします。張り出した樹木などが原因で歩行者や通行車両の事故が発生した場合、樹木の所有者が責任を問われることがあります。

法令上の決まり

道路を安全に通行するため、歩道の2.5メートル、車道の上空4.5メートルの範囲に通行の障害になる物(樹木・看板など)は置いてはいけません(道路法第30条・道路構造令第12条)。

伐採作業時の注意事項

電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴う場合がありますので、事前に電気事業者や通信事業者に連絡し、立ち合いのもとで行ってください。また、作業にあたっては、歩行者や通行車両などの安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。

